

少年非行情勢について

○刑法犯少年とは

殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪を犯し、警察に検挙された14歳以上20歳未満の少年をいいます。

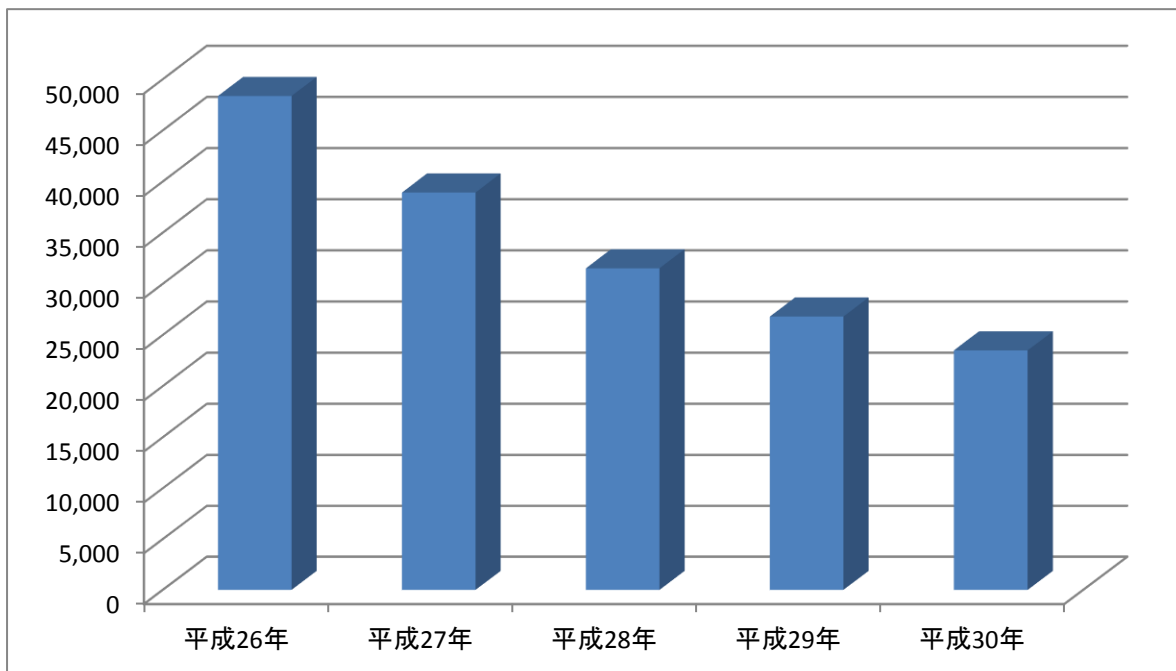
交通事故(業務上過失致死傷・危険運転致死傷等)は、含みません。

「刑法」等とは、

- 刑法
- 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律
- 暴力行為等処罰ニ関スル法律
- 決闘罪ニ関スル件
- 爆発物取締罪則
- 航空機の強取等の処罰に関する法律
- 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律
- 火炎びんの使用等の処罰に関する法律
- 人質による強要行為等の処罰に関する法律
- 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法
- サリン等による人身被害の防止に関する法律
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
- 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律
- 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律

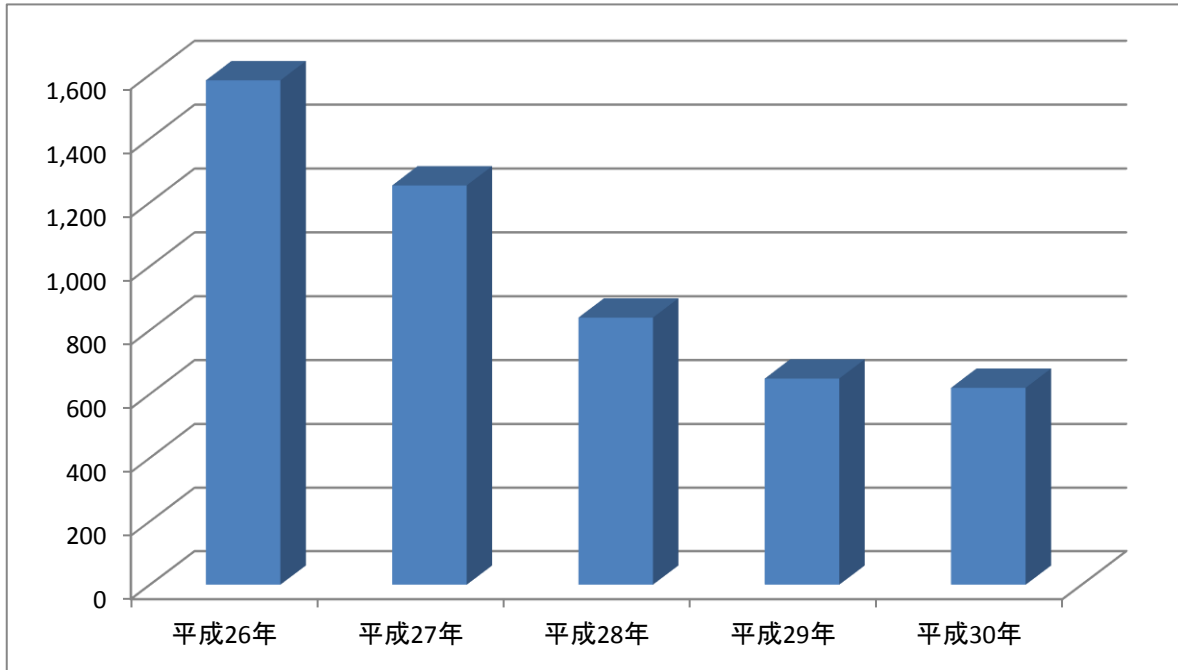
に規定する罪をいいます。

☆ 刑法犯少年検挙人員の推移(全国)



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全国	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489

☆ 刑法犯少年検挙人員の推移(四国管区内)



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
管区計	1,582	1,253	839	648	619

☆ 平成30年中の管区内の少年非行情勢について

平成30年中における管区内の刑法犯少年の検挙人員は、619人で前年に比べて29人減少しました(前年比-4.5%)。

平成30年中における成人を含めた刑法犯検挙人員に占める少年の割合は、全国で11.4%、管区内で10.6%になります。